

令和7年 第3回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和7年2月20日(木)

午後1時30分

場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第2回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

(1) 令和7年度川口市立高等学校附属中学校入学者選考結果について

—— 1

5 協議事項

6 議 事

議案第10号 職員の人事について

——当日1 (秘)

議案第11号 川口市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

—— 2

議案第12号 教職員の人事の内申について

——当日2 (秘)

7 その他

8 閉 会

教育長報告（１）

令和７年度川口市立高等学校附属中学校入学者選考結果について

１ 令和７年度

志願倍率 ４．４倍（男女枠廃止により、男女別志願倍率なし）

性別	募集人員	志願者数	一次 実受検者数	一次 適性者数	二次 実受検者数	合格者数
男子	—	１５８	１５４	８６	８２	３４
女子	—	１９７	１９４	１１１	１０９	４６
全体	８０	３５５	３４８	１９７	１９１	８０

２ 過去の選考結果（参考）

（１）令和６年度

志願倍率 ４．６倍（男子４．７倍 女子４．５倍）

性別	募集人員	志願者数	一次 実受検者数	一次 適性者数	二次 実受検者数	合格者数
男子	４０	１８７	１８４	９４	９２	４０
女子	４０	１７８	１７７	８６	８６	４０
全体	８０	３６５	３６１	１８０	１７８	８０

（２）令和５年度

志願倍率 ５．２倍（男子５．３倍 女子５．２倍）

性別	募集人員	志願者数	一次 実受検者数	一次 適性者数	二次 実受検者数	合格者数
男子	４０	２１１	２０４	９６	９３	４０
女子	４０	２０７	２０３	９６	９５	４０
全体	８０	４１８	４０７	１９２	１８８	８０

（３）令和４年度

志願倍率 ５．２倍（男子４．８倍 女子５．７倍）

性別	募集人員	志願者数	一次 実受検者数	一次 適性者数	二次 実受検者数	合格者数
男子	４０	１９１	１８５	９０	８８	４０
女子	４０	２２７	２２１	９６	９４	４０
全体	８０	４１８	４０６	１８６	１８２	８０

（４）令和３年度

志願倍率 ７．３倍（男子７．２倍 女子７．４倍）

性別	募集人員	志願者数	一次 実受検者数	一次 適性者数	二次 実受検者数	合格者数
男子	４０	２８７	２７７	９５	９５	４０
女子	４０	２９４	２８６	９４	９４	４０
全体	８０	５８１	５６３	１８９	１８９	８０

議案第 11 号

川口市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会会議規則（平成２年教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、必要な」を「必要な」に改める。

第３条第２項ただし書中「その必要があると」を「必要と」に改め、同条第３項中「による会期の延長」を「により延長した会期」に改める。

第４条及び第５条を次のように改める。

（定例会）

第４条 定例会は、あらかじめ教育長が定めた日時に開催するものとする。

２ 教育長は、特別の事情があるときは、あらかじめ定めた定例会の日時を変更し、又は中止することができる。

（臨時会）

第５条 臨時会は、法第１４条第２項に規定する場合のほか、教育長が必要と認めるときに開催する。

第７条の見出し中「場所」を「会場」に改め、同条中「会議」の次に「の会場」を加え、「において開く」を「とする」に改め、同条ただし書中「必要がある場合には」を「教育長が必要と認めるときは、これを」に改める。

第９条第１項を次のように改める。

教育長は、必要に応じ、教育局及び教育機関の職員を会議に出席させ、又は発言させることができる。

第９条第２項中「委員会が必要と認めた」を「前項に定めるもののほか、委員会は、必要と認める」に、「もの」を「者」に、「その」を「、その」に改める。

第１０条第３項中「会議」を「、会議」に改め、同条第４項を次のように改める。

４ 書記長は、教育総務課長をもって充てる。

第１０条に次の１項を加える。

５ 書記は、教育長の推薦により教育局の職員のうちから委員会が任命する。

第１１条を削る。

第１２条第２号中「前回会議録」を「前回の会議の会議録」に改め、同条第３号中「及び議事」を削り、同条中第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号

の次に次の２号を加える。

(4) 協議事項

(5) 議案の審議

第１２条を第１１条とする。

第１３条第２項中「提出された」を「前項の規定により提出された」に改め、同条を第１２条とする。

第１４条中「議案」を「委員は、議案」に、「出す場合」を「提出しようとするとき」に、「修正案」を「案」に改め、同条ただし書中「及び委員会の決定によるものは」を「であるときは、」に改め、同条を第１３条とする。

第１５条の見出しを「（議案の撤回等）」に改め、同条中「とき、この議題を撤回するには」を「場合において、当該議案又は動議を撤回し、又は修正しようとするときは」に改め、同条を第１４条とする。

第１６条中「提出した議案で否決されたときは、」を「会議で議決された事件は、その」に改め、同条を第１５条とする。

第１７条中「教育長を呼び」を削り、同条を第１６条とする。

第１８条の見出し中「討論又は質疑」を「質疑又は討論」に改め、同条中「討論又は質問」を「質疑又は討論」に改め、同条中段及び後段を削り、同条に次の２項を加える。

２ 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論の終結の動議を提出することができる。

３ 前項の動議の提出があったときは、その動議については討論を行わない。

第１８条を第１７条とする。

第１９条中「会議に」を「その旨を」に改め、同条を第１８条とする。

第２０条中「議場にある」を「採決の際、会議の会場にいる」に改め、同条を第１９条とし、第２１条を第２０条とする。

第２２条第１項中「傍聴する」を「傍聴させる」に改め、同条第２項中「傍聴人」の次に「（報道関係者を含む。以下同じ。）」を加え、「、必要な」を「必要な」に改め、同条を第２１条とする。

第２３条第１項中「決議」を「議決」に改め、同条第２項中「秘密会を開く」を

「秘密会とする議決があった」に、「一般傍聴人及び教育長の指定した者以外の者をすべて会議場」を「教育長が指定した者以外の者及び傍聴人を全て会議の会場」に改め、同条を第 22 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（会議録の記載事項）

第 23 条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日程
- (2) 教育長及び出席した委員の氏名
- (3) 説明のため出席した者の氏名
- (4) 議題及び質疑
- (5) 議案の議決結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第 24 条を次のように改める。

（会議録の署名）

第 24 条 会議録は、教育長及び書記長が署名するものとする。

第 25 条及び第 26 条を削り、第 27 条を第 25 条とする。

第 28 条中「議事」を「会議」に改め、同条を第 26 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（川口市教育委員会傍聴規則の一部改正）

- 2 川口市教育委員会傍聴規則（平成 2 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改める。

第 1 条中「第 22 条」を「第 21 条第 2 項」に改める。

川口市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

定例会を開催する日について、柔軟な対応を可能にするため、毎月第1木曜日及び第3木曜日を定例会とし、会議の時間を午後1時30分から午後5時までとする規定を削除するとともに、その他必要な規定の整備を行うもの。

これに伴い、川口市教育委員会傍聴規則（平成2年教育委員会規則第9号）に引用する条項の移動が生じるため改正するもの。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

(2) パブリック・コメント

不要

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、川口市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関し<u>必要な</u>事項を定めるものとする。 (会議) 第3条 （略） 2 定例会及び臨時会の会期は、1日とする。ただし、出席委員の過半数が<u>必要と認め</u>たときは、教育長の宣言によって会期を延長することができる。 3 前項ただし書の規定により延長した会期は、再延長することができない。 (定例会) 第4条 定例会は、あらかじめ教育長が定めた日時に開催するものとする。 2 <u>教育長は、特別の事情があるときは、あらかじめ定めた定例会の日時を変更し、又は中止することができる。</u> (臨時会) 第5条 <u>臨時会は、法第14条第2項に規定する場合のほか、教育長が必要と認めるときに開催する。</u> (会議の会場) 第7条 <u>会議の会場</u>は、川口市教育委員会室とする。ただし、<u>教育長が必要</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、川口市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関し、<u>必要な</u>事項を定めるものとする。 (会議) 第3条 （略） 2 定例会及び臨時会の会期は、1日とする。ただし、出席委員の過半数が<u>その必要があると認め</u>たときは、教育長の宣言によって会期を延長することができる。 3 前項ただし書の規定による会期の延長は、再延長することができない。 (定例会) 第4条 <u>定例会は、毎月第1木曜日及び第3木曜日とする。ただし、その日が川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条に規定する市の休日に当たる場合は、翌日に繰り下げる。</u> 2 <u>教育長は、特別の事由がある場合には、前項の定例日を変更し、又は中止することができる。</u> (臨時会) 第5条 <u>臨時会は、教育長が必要があると認めるとき、又は委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があったとき、教育長が招集する。</u> (会議の場所) 第7条 会議_____は、川口市教育委員会室<u>において開く。ただし、必要がある場</u>

と認めるときは、これを変更することができる。

(委員以外の出席者)

第 9 条 教育長は、必要に応じ、教育局及び教育機関の職員を会議に出席させ、又は発言させることができる。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、必要と認めるときは、事件に関係のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の庶務)

第 1 0 条 (略)

2 (略)

3 書記は、書記長の指揮を受け、会議の庶務に従事する。

4 書記長は、教育総務課長をもって充てる。

5 書記は、教育長の推薦により教育局の職員のうちから委員会が任命する。

(会議の順序)

第 1 1 条 会議は、次の順序による。

(1) (略)

(2) 前回の会議の会議録の承認

(3) 教育長の報告

(4) 協議事項

(5) 議案の審議

(6)・(7) (略)

(議案及び動議の提出)

第 1 2 条 (略)

2 前項の規定により提出された議案及び動議は、他の委員 1 人以上の賛成がなければ議題とすることができない。

(修正の動議の提出)

合には 変更することができる。

(委員以外の出席者)

第 9 条 教育長が必要と認めた教育局の職員は、委員会の承認を得て会議に出席し発言することができる。

2 委員会が必要と認めた ときは、事件に関係のあるものの出席を求め その 意見を聞くことができる。

(会議の庶務)

第 1 0 条 (略)

2 (略)

3 書記は、書記長の指揮を受け 会議 の庶務に従事する。

4 書記長は、教育局教育総務課長をもって充て、書記は、教育長の推薦により教育局職員のうちから委員会が任命する。

(会議の時間)

第 1 1 条 会議は、午後 1 時 3 0 分に始め午後 5 時に終わる。ただし、場合によって教育長がこれを変更することができる。

(会議の順序)

第 1 2 条 会議は、次の順序による。

(1) (略)

(2) 前回会議録 の承認

(3) 教育長の報告及び議事

(4)・(5) (略)

(議案及び動議の提出)

第 1 3 条 (略)

2 提出された 議案及び動議は、他の委員 1 人以上の賛成がなければ議題とすることができない。

(修正の動議の提出)

(秘密会)

第 2 2 条 会議は、委員会の議決により秘密会とすることができる。

2 秘密会とする議決があったときは、教育長は、教育長が指定した者以外の者及び傍聴人を全て会議の会場の外へ退出させなければならない。

(会議録の記載事項)

第 2 3 条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日程

(2) 教育長及び出席した委員の氏名

(3) 説明のため出席した者の氏名

(4) 議題及び質疑

(5) 議案の議決結果

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(会議録の署名)

第 2 4 条 会議録は、教育長及び書記長が署名するものとする。

第 2 5 条 (略)

第 2 3 条 会議は、委員会の決議により秘密会とすることができる。

2 秘密会を開くときは、教育長は、一般傍聴人及び教育長の指定した者以外の者をすべて会議場の外へ退出させなければならない。

(会議録の作成)

第 2 4 条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 前項の会議録は、書記長が作成する。

(会議録の記載事項)

第 2 5 条 会議録には、次の事項を記載する。

(1) 開会閉会に関する事項及びその年月日時刻

(2) 教育長の職務を行った者の氏名

(3) 出席した委員の氏名

(4) 説明のため出席した者の氏名

(5) 委員会に提出された議案の題目

(6) 会議に付した議案の題目

(7) 発議の趣旨及び提出者の氏名

(8) 議決を取消された事件及び再議に付せられた事件のてん末

(9) 表決の事件及びその者の氏名

(10) 選挙のてん末及び当選者の氏名

(11) その他必要があると認める事項

(会議録の署名者)

第 2 6 条 会議録署名者は、教育長及び書記長とする。

第 2 7 条 (略)

(会議の妨害の禁止)

第26条 会議中においては、会議の妨害となるような言動をしてはならない。

(会議の妨害の禁止)

第28条 会議中においては、議事の妨害となるような言動をしてはならない。

改 正 案	現 行
(趣旨) 第１条 この規則は、川口市教育委員会会議規則（平成２年教育委員会規則第８号）<u>第２１条第２項</u>の規定に基づき、川口市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第１条 この規則は、川口市教育委員会会議規則（平成２年教育委員会規則第８号）<u>第２２条</u>の規定に基づき、川口市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。